



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 46(4), 297-302
Issue Date	1995-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15632
Type	other
File Information	46(4)_p297-302.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○平成七年三月三十一日(金) 午後一時三十分より

「道徴価額の算定期間」

報告者

今井 猛 嘉 氏

出席者

(北海道大学法学部助教)
七名

本報告の内容は、別稿にて掲載される予定である。

○平成七年四月二日(金) 午後一時半より

「アメリカにおける保険代位について」

報告者

山本 哲生 氏

(北海道大学法学部助教)

出席者

二〇名

日本では、保険の請求権代位の根拠については学説が林立しているが、代位がいかなる保険契約に適用されるかについては、一般には損害額を給付する保険には代位が適用され、損害額とは関係のない一定額を給付する保険には代位は適用されないとされている。この報告では、代位の根拠といかなる保険契約に代位が適用されるかの問題に関するアメリカの議論を概観する。

アメリカでは代位はエクイティ上、衡平の観念に基づいて認められるものとされており、代位に関する問題は基本的には判例に委ねられている。このような衡平による代位を法定代位という。これに対して、契約上明定することにより認められる代位を約定代位という。この報告では、基本的には法定代位を扱う。

代位の根拠としては、有責第三者の免責阻止、被保険者の利

得禁止、保険者への補償の三つがあげられる。この中で、代位の局面で被保険者の利得禁止として問題とされる利得には二種類あるように思われる点が注目される。一つは、同一の損害につき二度補償を受けることによる不当利得で、これを重複補償の不当利得ということとする。もう一つは、保険金と賠償金を重畳取得することで損害額以上の利益をえることで、これを利益ということとする。ただ、代位の局面で利得が禁止されるべき理由は定かではない。

いかなる保険契約に代位が適用されるかについては、損害填補契約には代位が適用され、非損害填補契約・投資契約には適用されないとする基準と物保険には代位が適用され、人保険には適用されないとする基準が主張されている。代位の要件として損害填補契約であることが必要とされているので、前者の基準は当然といえる。しかし、損害填補契約であれば必ず代位が認められるとは限らないとして、後者が主張されることになる。ただ、そもそもなぜ損害填補契約であることが代位の要件とされるのか、損害填補契約の意義は何かという点が不明確である。その結果、前者の基準と後者の基準が実質的には同じではないかと思える場合もあるというような非常に混乱した状況にある。このように理論的には非常に錯綜しているが、結論として火

災保険や海上保険には代位を認め、定額給付の生命保険や傷害保険に代位を認めないという点には異論はない。具体的に議論があるのは医療実費給付保険に代位が適用されるか否かである。生命保険や傷害保険に代位を認めない理由としては、損害填補契約ではないから、対象とする損害が金銭評価不能でそのような場合には十分に補償されないから、保険が対象とする損害と賠償が対象とする損害の同一性が確認できないからなどいわれている。

医療実費給付保険の議論においては、代位を認めると訴訟が増加する、加害者の負担が増える、和解が困難になる、人身損害では被害者は十分に補償されないというような点について論じられている。最後の点について、利得を利益と解しているように思える説は人身損害では保険金と賠償金を重畳取得しても利益にはならないとして代位を否定し、これに対して利得を重複補償の不当利得と解しているように思える説は、保険金と賠償金がともに医療費という同じ損害を対象としている以上、利得が生じるとして代位を肯定するという状況であるように思われる。

結局、アメリカでの議論では、代位の局面における利得として、利益と重複補償の不当利得の二種類が考えられているよう

に思われる点や、代位を認めると和解が困難になるといような問題を考慮している点は興味深い。しかし、これらの点が代位の問題において理論的にどう組み込まれているかは不明確であり、これらの視座をどう日本法の解釈に生かしていくかが今後の課題である。

○平成七年五月一九日(金)午後一時半より

「アメリカ合衆国におけるタバコP.L.訴訟

報告者

「その歴史と現在」

M・レヴィン氏

通訳

常本照樹氏

出席者

(北海道大学法学部教授)

三六名

タバコは、何百万人もの人々に深刻な健康被害をもたらす製品と、一般に認められている(毎年、アメリカ合衆国だけで四万人、全世界では三〇〇万人がタバコ製品が原因で死亡していると推計されている)。しかし、タバコ会社は、その犠牲者

に對してこれまで一セントも補償をしたことはない。T.P.L.訴訟すなわち「タバコ製造物責任」訴訟とは、タバコ製造者等に對し、喫煙(受動喫煙を含む)およびニコチン中毒から生ずる損害の賠償を求める訴訟である。なお、いわゆる嫌煙権の主張や広告・販売の規制その他のタバコに関連する問題は含まれない。

T.P.L.訴訟は、現在Lexisの“Hot Topics”リストの第二位を占めており、史上空前のクラス・アクション訴訟(原告数が五〇〇万人を超える)と推計される)や、フロリダ州の一四億ドルの損害賠償請求訴訟等々を含む。これは、今日のアメリカ法においてもっとも注目すべきものの一つとなっている。

T.P.L.訴訟のユニークな点は、それが一つの産業全体を相手としているということにある。もし成功すると、それが社会にもたらす変化は、人種差別に終止符を打ったBrown v. Board of Education (1955)に匹敵する、空前の規模となる。

T.P.L.訴訟は、一九五四年に提起されたLowe v. R.I. Reynolds Tobacco Co.に端を発する。もっとも有名な事件は、Cipollone v. Liggett Group, Inc.である。本件では第一審の陪審評決で原告は四〇万ドルを獲得したが、合衆国最高裁が差戻判決を下したあとで、訴を取り下げざるをえなかった。

現在、T P L 訴訟には新しい波が押し寄せつつある。最近の事件にみられる特徴は、原告と被告の力の差が縮まってきたことである。これは、原告団が高度に組織化され、豊富な資金力を持つとともに、クラス・アクションが活用されたり、州政府が原告になったりしていることによる。同時に、個人が原告になつた通常の訴訟の数も増え続けている。

たとえ部分的にでも勝利が得られれば、それは世界中のタバコ産業に甚大な影響を及ぼすだろう。また、T P L 訴訟における判決は、様々な法分野にも波及効果を持つ。製造物責任法一般に影響をもたらすことはいうまでもないが、反トラスト法、消費者保護法、民事訴訟法や憲法にも影響があるだろう。

T P L 訴訟については、アメリカ合衆国が事件数ももっとも多く、歴史も長いが、オーストラリア、カナダ、イギリス、フィンランド、イタリア、フィリピン、スウェーデンなど世界中の国で提起されるようになり、日本においても始まろうとしている。日本における初めてのT P L 訴訟は、肺ガンで死亡したヘビー・スモーカーの妻が一九九四年一月に名古屋地裁に出訴したものである。

(翻訳 常本照樹)

○平成七年六月二日(金)午後一時半より

「赤いウィーン」と「精神分析」

「フロイト・アードラー・ライヒと社会党市政」

報告者 田 口 晃 氏

(北海道大学法学部教授)

出席者 二一名

ここ数年、戦間期ウィーン市政(社会民主党政権による所謂「赤いウィーン」)について研究をすすめる傍ら、市政担当者以外の普通の市民が市政をどう見たか、という点についても、若干調べてきた。これもその一つで、当時ウィーンで勃興しつつあった「精神分析」の治療医のうち、フロイト、A・アードラー・ライヒについて、彼らの社民党政評価を比べて見ようという試みである。

先ずフロイトに関しては、その政治的立場が一貫して「自由主義」のそれであったことは、『夢判断』(一九〇〇年)から晩年のA・ツヴァイク宛書簡(一九三〇年一月二六日付)を通じて明らかである。ウィーンの自由主義市政が一九五五年に終了し、代つてK・ルエーガーの率いるキリスト教社会党が市政を掌握する際、皇帝がルエーガーの市長就任を最初認めなかつ

にとつては、大衆一人一人の自發性の重視にやや欠けると見られるものの、大筋では因習と決別しない彼の改良心理学と親和的であり、さらにライヒから見ると戦間期ウィーン市政は女性や青年の性的解放に真剣に取り組まぬ、中途半端な、十分に「赤くない」改革ということになる。そしてこの三者三様の評価の中に、期せずして、戦間期ウィーン市政の特質が浮き彫りになっているのである。